

個人企業経済調査の変更に係る部会審議の際に出された意見に関するメモ

- 行政記録情報の一層の活用に向けて -

今回の個人企業経済調査においては、経理関係の調査事項について、基本的に、報告者が税務申告書（税務申告データ）からそのまま転記することが可能となることを前提に、変更計画が立案されました。

これにより、報告者負担の軽減が図られるとともに、より正確な回答が可能となり、調査結果の精度向上に資するものと期待されます。

一方で、税務申告書からの転記が可能になるという事実は、当該調査事項の内容が行政記録情報として保有されていることを示すものでもあり、それを直接活用することにより、より一層の報告者負担の軽減が考えられるところです。

これにつきましては、今回の部会審議において、収録されているデータの保有形態や整備状況、活用可能時期等の問題から、現時点での実現は難しい状況であるとの判断をいたしました。統計改革推進会議最終取りまとめ（平成29年5月19日）や次期基本計画に向けた統計委員会の審議においても、行政記録情報で代替可能となった統計調査の廃止、行政記録情報の活用による調査事項の縮減や代替が指摘されているところです。

このため、行政記録情報の一層の活用を、統計委員会における重点的な審議の視点とし、その取組を推進すべきと考えます。

平成29年9月21日

サービス統計・企業統計部会長

西郷 浩